

2025年1月

お客さま各位

株式会社 大垣共立銀行

法人向け電子交付サービスの取扱い開始
(OKメイト・WEBへの電子交付機能の追加)

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

OKB大垣共立銀行では、お客さまの利便性向上と紙資源節減の観点から、郵送によりお届けしている一部の書類をOKメイト・WEBから閲覧・ダウンロードできる法人向けの「電子交付サービス」へと切替えさせていただきますので、下記の通りお知らせします。

電子交付サービス対象書類のOKメイト・WEB先への書面交付は2025年6月4日(作成基準日)まで継続いたしますが、それ以降は原則、電子交付とし、書面交付については終了させていただきます。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 電子交付サービスの取扱い開始日
2025年1月20日(月)

2. 電子交付サービス
(1)概要

お客さまへ郵送等によりお届けしている各種書類のうち電子交付サービスの対象とした書類をOKメイト・WEBから閲覧・ダウンロードできます。

(2)ご利用のポイント

ポイント①	郵便による交付よりも、いち早く書類をご確認いただけます。
ポイント②	紙資源が節減され、環境にやさしいサービスです。 書類は閲覧可能期間内であればパソコンから何度でも閲覧できます。 書類をダウンロードし保存または印刷することもできます。
ポイント③	郵送中の事故や紛失の心配がなくなります。 書類ごとに権限を付与されたユーザのみ閲覧可能です。

(3)ご利用いただけるお客さま

OKメイト・WEBをご利用のお客さま
(4)ご利用手数料

無料(通信料についてはお客さまのご負担となります)

(5)対象書類

区分	書類名	閲覧権限の設定 (ユーザ単位で書類ごとに設定)	閲覧可能 期間	ファイル 形式
預金	当座勘定照合表	OKメイト・WEBで対象書類の関連口座(当座預金・普通預金)を操作できるユーザに、OKメイト・WEBのマスターユーザ等が閲覧権限を設定できます。	1 年 3 ヶ月 (15 ヶ月)	PDF 形式
	振込振替サービスお取扱通知書			
その他	残高証明書(継続発行分)	OKメイト・WEBで代表口座を操作できるユーザに、OKメイト・WEBのマスターユーザ等が閲覧権限を設定できます。		
	手数料引落としのご案内 (後納・定型分)			
	手数料引落としのご案内 (地方税納入サービス)			
	手数料引落としのご案内 (即納分)			

※ 交付日から1年3ヵ月(15ヵ月)後の月末まで閲覧できます。

※ 本サービスご利用以前の書類は閲覧できません。

※ 対象書類であっても所定の条件により、電子交付の対象とならない場合があります。

(6)残高証明書(継続発行分)の発行手数料

同一の残高証明書(継続発行分)を2通以上で申し込みしている場合、書面交付では発行通数分の手数料を頂戴いたしますが、書面交付が終了し、電子交付への切替えが完了したお客さまの発行手数料は1通分となります。電子交付される残高証明書(継続発行分)は1通となりますので、必要な部数を印刷してご利用いただきますようお願いいたします。

(7)書面での交付をご希望の場合

対象書類は原則、電子交付サービスでの交付となります。

書面交付をご希望される場合は、当社ホームページから「交付方法切替依頼書」をダウンロードいただき、必要事項をご記入のうえ、お取引店にご提出ください。

なお、対象書類の一部のみを書面交付へ変更することはできません。

3. 電子交付サービスの利用権限・閲覧権限の設定

OKメイト・WEB(電子交付サービスの利用権限)と、電子交付サービス(書類ごとの閲覧権限)の両方で設定を行う必要があります。初期設定では、マスターユーザのみが電子交付サービスに関する全ての各種権限設定・電子交付書類の閲覧ができる状態となっています。

当社ホームページ(OKメイト・WEB関連)に掲載した同サービスの「初期簡易操作ガイド」および「ご利用マニュアル」をご覧ください、取扱開始日以降、ご希望に応じた設定を実施願います。

4. 電子交付サービス対象書類のOKメイト・WEB先への書面交付終了

電子交付サービス対象書類のOKメイト・WEB先への書面交付は2025年6月4日(作成基準日)まで継続いたしますが、それ以降は原則、電子交付とし、書面交付は終了させていただきます。

なお、OKメイト・WEB先以外への書面交付は継続いたします。

5. <大垣共立>EBサービス利用規定の改定

電子交付サービスの取扱開始に伴い、<大垣共立>EBサービス利用規定を改定します。

(1)改定日

2025 年1月 20 日(月)

(2)改定内容

改定前	改定後
1. <大垣共立>EBサービス (1)<大垣共立>EBサービスの内容 <大垣共立>EBサービス(以下「本サービス」といいます。))は、パソコン等大垣共立銀行(以下「当社」といいます。))所定の機器(以下「端末」といいます。))を用いた本サービスの契約者または契約者が利用を認めた者(以下「権限者」といいます。))からの依頼にもとづき、振込振替を行うサービス(以下「振込振替サービス」といいます。))、税金・各種料金の払込みを行うサービス(以下「税金・各種料金払込みサービス」といいます。))、契約者の口座情報提供を行うサービス(以下「照会サービス」といいます。))、総合振込・給与(賞与)振込・地方税納入・口座振替等各種データ受付や入出金明細などの取引情報提供を行うサービス(以下「データ伝送サービス」といいます。))、株式会社全銀電子債権ネットワークと当社との業務委託契約にもとづき当社が提供する<大垣共立>でんさいサービス(以下「でんさいサービス」といいます。))、外国送金・輸入信用状の受付けを行うサービス(以下「外為サービス」といいます。))、その他当社所定のサービスをいいます。 (中略) (7)利用できるサービス A. OKメイト・WEBで利用できるサービスは、振込振替サービス、税金・各種料金払込みサービス、照会サービス、データ伝送サービス[総合振込サービス、給与(賞与)振込サービス、地方税納入サービス、口座振替サービス]、でんさいサービス、外為サービスです。	1. <大垣共立>EBサービス (1)<大垣共立>EBサービスの内容 <大垣共立>EBサービス(以下「本サービス」といいます。))は、パソコン等大垣共立銀行(以下「当社」といいます。))所定の機器(以下「端末」といいます。))を用いた本サービスの契約者または契約者が利用を認めた者(以下「権限者」といいます。))からの依頼にもとづき、振込振替を行うサービス(以下「振込振替サービス」といいます。))、税金・各種料金の払込みを行うサービス(以下「税金・各種料金払込みサービス」といいます。))、契約者の口座情報提供を行うサービス(以下「照会サービス」といいます。))、総合振込・給与(賞与)振込・地方税納入・口座振替等各種データ受付や入出金明細などの取引情報提供を行うサービス(以下「データ伝送サービス」といいます。))、株式会社全銀電子債権ネットワークと当社との業務委託契約にもとづき当社が提供する<大垣共立>でんさいサービス(以下「でんさいサービス」といいます。))、外国送金・輸入信用状の受付けを行うサービス(以下「外為サービス」といいます。))、契約者との取引に関して発行する各種書類を書面交付に代えて電子交付するサービス(以下「電子交付サービス」といいます。))、その他当社所定のサービスをいいます。 (中略) (7)利用できるサービス A. OKメイト・WEBで利用できるサービスは、振込振替サービス、税金・各種料金払込みサービス、照会サービス、データ伝送サービス[総合振込サービス、給与(賞与)振込サービス、地方税納入サービス、口座振替サービス]、でんさいサービス、外為サービス、電子交付サービスです。

(新設)

10. 電子交付サービス(対応メディア:OKメイト・WEB)

(1)サービスの内容

電子交付サービスとは、下記(2)に定める書類について、書面交付に代えて電子交付するサービスをいいます。対象書類の交付方法の切り替え(電子交付⇄書面交付)については、取引店にて当社所定の方法により取扱いします。

(2)対象書類

電子交付対象書類の名称、閲覧可能期間等は当社ホームページに掲載することとします。電子交付対象書類は、定められた条件を満たした場合に電子交付されるものとします。条件については当社ホームページに掲載することとします。当社は電子交付対象書類について任意に追加、削除(名称・電子交付の閲覧可能期間等の変更)ができるものとし、これらを行うときは、当社ホームページに掲載することとします。

(3)電子交付の方法等

電子交付対象書類を当社所定のファイルで、契約者が使用する端末の画面上に表示します。

また、電子交付対象書類は端末への保存および印刷を可能とします。なお、電子交付対象書類を閲覧・印刷するためには、契約者が使用する端末において閲覧ソフトが必要になります。電子交付対象書類が格納された場合は、その都度、対象書類一覧に追加されます。電子交付対象書類は当社が定めた期間において閲覧することができるものとします。ただし、法令や諸規則の変更やシステム障害などの理由で、電子交付に代えて書面交付し、閲覧に供されない、または規定された期間に満たないまま閲覧が停止する場合があります。当社は契約者に個別に通知することなく、法令等に反しない範囲で電子交付の方法等を変更することがあります。

(4)電子交付対象書類の閲覧

マスターユーザは全ての電子交付対象書類の閲覧ができます。マスターユーザは、管理者ユーザ、一般ユーザに対し、電子交付対象書類の閲覧の権限を付与することができます。閲覧の権限を付与された管理者ユーザは、一般ユーザに対し、電子交付対象書類の閲覧の権限を付与することができます。

(5)電子交付サービスの停止

電子交付サービスは、当事者一方の都合で、通知によりいつでも停止することができるものとします。なお、契約者が行う停止は10.(1)に定義する書面交付への切り替えをいいます。

当社は、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と認めた場合には、電子交付サービスの利用期間中であっても電子交付を停止し、書面交付に切り替える場合があります。

ただし、交付済の電子交付対象書類の閲覧は、法令、諸規則等に抵触しない範囲で可能とします。

契約者が電子交付から書面交付へ切り替えた場合、既に電子交付された電子交付対象書類は閲覧期間が終了するまで、閲覧を可能とします。再度、電子交付へ切り替えた（電子交付サービスの申込み）場合でも、この期間中に書面交付された書類は電子交付されません。

電子交付サービスを停止した場合、停止日の翌日以降に発行する電子交付対象書類から書面交付となります。停止日とは、契約者が当社所定の手続きにより申し込み、当社が停止の手続きを行った日をいいます。システムメンテナンス等により、電子交付サービスの一部または全部を一時的に停止することがあります。この場合は書面交付への切り替えなどの対応は行わず、電子交付サービスの再開後に電子交付します。

対象書類の一部を電子交付、または書面交付とすることはできません。

(6)電子交付サービスの終了

当社は都合により電子交付サービス自体を終了することができるものとします。またこの場合事前に利用者宛通知するものとします。

(7)本サービスの解約

本サービスが解約された場合、電子交付は停止し、既に電子交付した書類の閲覧もできなくなります。電子交付サービスの利用者は、本サービスを解約する前に、電子交付された書類の閲覧・印刷・保存など必要な措置を講ずるものとします。

(8)免責事項

電子交付対象書類の追加・削除により生じた損害について、当社は責任を負いません。当社に故意または重大な過失がある場合を除き、電子交付サービスの利用、停止および終了により生じた損害について、当社は責任を負いません。

以 上